


民間提案施設事業 設置可能区域図（再修正）

 設置可能エリア

- ※1 図の内、事業区域内で体育施設条例によらない範囲の園内法並みへの提案も可能とする。
- ※2 赤枠エリアの他、駐車場整備予定地・現行駐車場に設置も可能であるが、同等規模の駐車場を利便性の高い場所に確保すること（専有水権費に示す駐車場整備予定地周辺に民間提案施設を設置したい場合、要求水準書を満たす範囲で駐車場の配置が可能であれば、民間提案施設の設置により減する面積相当分の駐車場の設置は不要）。
- ※3 その場合の緑化に関する考え方は、赤枠の設置可能エリアと同様とする。
- ※4 設置する範囲にある既存公園施設（舗装面は除く）は同等の機能が立地的にも担保されるよう、原則、移設すること。樹木等の緑地については同等の緑化を緑化可能エリアにて行うこと。
- ※5 桜の森・梅の里及び総合スポーツセンター北側の芝生広場の桜・梅の樹木、つつじ、その他ツリーフェルセット等については各商品のため公園利用者に確認・利用しやすい位置に植え替え、再設置すること。

 緑化可能エリア

- ※体育施設条例のエリア（運動広場・第2グラウンド・ソフトボール球場）については天然芝等の施設の利用に支障のない緑化とする。

